

障がい児通所支援に係る利用者負担額の多子軽減措置について

平成26年4月の児童福祉法施行令の改正により、障がい児通所支援を利用する児童に対する多子軽減措置が導入されました。

幼稚園等や障がい児通所支援の一部を利用している未就学の児童が同じ世帯に2人以上いる場合、第2子以降の障がい児通所支援の利用者負担額が軽減されます。

対象となる幼稚園等や障がい児通所支援の範囲

- 幼稚園等 幼稚園、保育園（所）、特別支援学校の幼稚部、認定こども園、情緒障がい児短期治療施設
- 障がい児通所支援 児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援
※放課後等デイサービスは対象になりません。

第1子、第2子・・・の考え方

以下の例のとおり、未就学児で、上記の幼稚園等への通園等や障がい児通所支援を利用する児童のみを対象として、順番に数えます。

(例) 長男 (8才)	※未就学児でないため対象外		
長女 (5才)	幼稚園に通園	⇒	第1子
二男 (4才)	児童発達支援に通所	⇒	第2子 ⇒ 軽減適用
二女 (3才)	幼稚園等への通所なし	⇒	対象外
三男 (2才)	保育所に通所	⇒	第3子
三女 (2才)	児童発達支援に通所	⇒	第4子 ⇒ 軽減適用

多子軽減措置による利用者負担額

区分	障がい児通所支援の利用者負担額
障がい児通所支援を利用する児童が第1子の場合	10/100 ※軽減措置なし
障がい児通所支援を利用する児童が第2子の場合	5/100 ※利用者負担額の1/2を軽減
障がい児通所支援を利用する児童が第3子以降の場合	0円 ※利用者負担額の全額を軽減

多子軽減措置の適用方法

障がい児通所支援のサービス利用月	軽減方法
平成26年4月 ～ 平成26年9月	多子軽減措置適用前の利用者負担額を事業所にお支払いいただき、後日、別途申請手続きを経て、軽減措置分の額をお返しします。 ※対象者には個別にご案内します。
平成26年10月以降	事業所が多子軽減措置適用後の利用者負担額を利用者に請求することになりますので、その時点で負担額が軽減されています。

多子軽減措置の利用者負担額のイメージ図

